

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	共通 02 <u>R 5</u>
提出年月日	令和 5 年 1 月 31 日

## 設工認に係る補足説明資料

事業変更許可申請書で新規制基準を受けて

追加等した項目の明確化

(前回からの主な変更点等)

- ・ 本文：添付の追加変更に伴う記載の見直し
- ・ 添付-1：事業指定基準規則の変更によらず実施する設計変更及び設工認展開方針の再整理
- ・ 添付-3：廃棄物管理施設の整理結果を追加

## 目 次

1. 概要.....	1
2. 追加等された条文の要求事項等の抽出.....	1
3. まとめ.....	2
添付－1 変更された許可基準の条文、規則の変更によらず変更した事項 の整理結果（再処理施設）	
添付－2 変更された許可基準の条文、規則の変更によらず変更した事項 の整理結果（MOX燃料加工施設）	
<u>添付－3 変更された許可基準の条文、規則の変更によらず変更した事項 の整理結果（廃棄物管理施設）</u>	

## 1. 概要

- 本資料は、再処理施設、MOX燃料加工施設、廃棄物管理施設に関する設工認申請における前提条件の整理として、事業変更許可申請書で新規制基準を受けて追加等（追加、明確化（充実））した項目が設工認申請において確実に漏れなく反映されていることを示すために、補足説明を行うものである。
- 今回の設工認申請書では、新規制基準を受けた「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及びその解釈、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及びその解釈、並びに「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及びその解釈（以下、これらを全て合わせて「許可基準」という）において要求事項が追加等された条文について、要求事項への具体的な設計対応の内容を設工認申請書に記載する必要がある。
- そのため、新規制基準を受けて要求事項が追加等された許可基準の条文を明確にし、設工認申請書に記載すべき内容を明確にする。
- また、許可基準の変更や要求事項の追加等によらず、事業変更許可で設計変更をしたことで設工認申請書へ記載すべき内容が存在することから、設計変更を行った事項に対応する許可基準の条文を明確にした。これにより、設工認申請書に記載する内容を明確にする。
- 更に、再処理施設及び廃棄物管理施設については、許可基準の変更や追加要求によらず、事業変更許可で設計変更をした事項があることから、安全審査整理資料にて条文及び内容を明確にしている。これを参照することにより、設工認に記載する内容を明確にする。

## 2. 追加等された条文の要求事項等の抽出

- 設工認申請書では、設計及び工事の計画が、事業指定又は事業許可（変更許可）によるものであること、技術基準に適合するものであることを示す必要がある。
- このうち、許可整合の観点で、新規制基準を受けて事業変更許可申請書で追加等した項目については、下記のプロセスにて整理を行った。

### 【新規制基準を受けた許可基準の変更条文】

- 新規制基準に基づき改正された許可基準と従前の安全審査指針及び各解説（再処理安全審査指針、ウラン・プルトニウム混合酸化燃料加工施設安全審査指針、各解説）とを比較することにより、新規制基準を受けて追加等された要求事項を条文ごとに確認し、変更点を明確にする。

### 【新規制基準を受けた許可基準によらず変更した事項】

- 新規制基準を受けた許可基準における要求事項に変更がない条文にでも、事業変更許可で設計変更した事項があることから、事業変更許可申請書の変更前後の内容を比較することにより、新規制基準の要求事項による変更以外で設計変更を行った事項を抽

出し、設工認申請書に記載すべき事項を明確にする。

- また、再処理施設及び廃棄物管理施設については、安全審査で説明した内容を踏まえ既設設備の設計変更を行う事項がある。これら事項は、新規制基準の要求事項ではないため、安全審査整理資料及び安全審査時に新規制基準規則以外の変更内容として整理した資料を用いた内容確認を行い、設工認申請書に記載すべき事項を明確にする。さらに、それらの事項について、設備の新設もしくは改造を伴うかどうかについて明確にする。
  - 一方、再処理施設及び廃棄物管理施設は複数の条文に関連する設計変更があることから、条文毎の設計変更及び複数の条文に関連する設計変更を分けて記載する。
- なお、MOX燃料加工施設の未申請設備については、新規制基準を受けて事業許可基準規則で要求された事項について、従前の安全審査指針からの変更の有無にかかわらず設工認申請書に反映する。

### 3. まとめ

- 本資料では、許可基準の条文項目ごとに要求事項が追加等された条文及び要求内容、規則の変更によらず事業変更許可申請で設計変更等した項目を設工認申請において漏れなく反映する方法についての考え方を示した。
- 変更された許可基準の条文、規則の変更によらず変更した事項の整理結果を添付－1（再処理施設）、添付－2（MOX燃料加工施設）、添付－3（廃棄物管理施設）に示す。

以 上

事業指定基準規則における要求事項の追加、明確化された事項の整理		事業指定基準規則の変更事項 ※変更あり●、変更なしー	事業指定基準規則の変更によらず実施する設計変更 <sup>※1</sup>		事業変更許可および整理資料における設計要件の追加等 <【】内は記載の適正化に係る内容を示す>
			※変更あり●、変更なしー	新設/改造	
第二章 安全機能を有する施設					
第二条	核燃料物質の臨界防止	変更なし	—	—	—
第三条	遮蔽等	変更なし	—	●	・事業指定基準規則の要求事項（以下、「要求事項」という）に変更はないが、【ICRP1990年勧告の法令取り入れに伴い、線量評価の計算式変更及び実効線量当量から実効線量へ変更並びに遮蔽設計区分の統一に係る変更】
第四条	閉じ込めの機能	変更なし	—	●	・要求事項に変更はないが、【粉末状の放射性物質の取り扱いに係る記載の追加】
第五条	火災等による損傷の防止	要求事項の追加、明確化（一般火災に対する火災防護審査基準への適合、グローブボックス等への不燃性材料、難燃性材料の使用）	●	—	・要求事項に対する設計対応（火災区域の設定、区域境界の壁等に対する耐火性能の確保、感知器の多様化、消火困難箇所に対する固定式消火設備の設置、系統分離対策、内部火災影響評価ガイドを参考とした安全上重要な施設へ火災による影響を及ぼすおそれがないことの確認等）
第六条	安全機能を有する施設の地盤	要求事項追加、明確化（施設を十分に支持することができる地盤に設けること、変形した場合においてもその安全機能が損なわれる恐れがない地盤に設けること等）	●	—	・要求事項に対する設計対応（設計基準対象施設について、要求される地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する岩盤に設置すること等）
第七条	地震による損傷の防止	要求事項の追加、明確化（基準地震動による地震力は、基準地震動を用いて、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせるものとして算定すること）	●	●	・要求事項に対する設計対応（耐震重要度に応じた耐震設計、弾性設計用地震動による地震力は水平2方向地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用することを考慮等） ・要求事項の変更の他に設備に求められる安全機能の重要度に応じた耐震重要度分類の適正化による見直し（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の定量ポット、中間ポット又は脱硝装置を収納するグローブボックス：S⇒B、当該グローブボックスに付随する排気系統：S⇒B等）
第八条	津波による損傷の防止	要求事項の追加、明確化（供用中に施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないこと）	●	—	・要求事項に対する設計対応（設計上考慮する津波から防護する施設は、耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設とし、これらが設置される敷地に津波が到達する可能性がないことを確認）
第九条	外部からの衝撃による損傷の防止	要求事項の追加、明確化（想定される自然現象に対する防護措置等、想定される人為事象に対する防護措置、航空機の墜落に対する防護措置等）	●	—	・要求事項に対する設計対応（自然現象において想定される荷重等に対する設計、人為事象として航空機墜落火災等への設計等）
第十条	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	要求事項の追加、明確化（人の不法な侵入、不正アクセス行為等を防止するための措置）	●	—	・要求事項に対する設計対応（区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵等による防護、巡視、監視、出入口での身分確認、情報システムへの外部からの物理的な接近を防止するための接近管理等ができる設計）
第十一条	溢水による損傷の防止	要求事項の追加、明確化（溢水に対して安全機能を損なわない設計）	●	—	・要求事項に対する設計対応（溢水に対する防護（防護区画の設定、機能喪失高さの設定、堰等の設置等）、溢水影響評価等）
第十二条	化学薬品の漏えいによる損傷の防止	要求事項の追加、明確化（化学薬品の漏えいに対して安全機能を損なわない設計）	●	—	・要求事項に対する設計対応（化学薬品の漏えいに対する防護（防護区画の設定、機能喪失高さの設定、堰等の設置等）、化学薬品漏えい影響評価等）
第十三条	誤操作の防止	要求事項の追加、明確化（誤操作を防止するための措置等）	●	—	・要求事項に対する設計対応（計器表示、警報表示により施設の状態が把握できる設計、監視制御盤及び現場の機器、弁等での簡潔な手順で操作が可能な設計等）
第十四条	安全避難通路等	要求事項の追加、明確化（設計基準事故が発生した場合に用いる照明および専用の電源）	●	—	・要求事項に対する設計対応（設計基準事故が発生した場合に用いる作業用の照明及びその専用の電源を設ける設計等）
第十五条	安全機能を有する施設	要求事項の追加、明確化（環境条件に対する機能維持、試験・検査、保守・修理、内部発生飛散物に対する考慮、二以上の原子力施設との共用）	●	●	・要求事項に対する設計対応（通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件で安全機能を発揮することができる設計、安全機能の重要度に応じて検査又は試験並びに安全機能を維持するための保守及び修理ができる設計、安全機能を損なう内部発生飛散物の発生を防止する設計等） ・要求事項の変更の他に、安全上重要な施設の見直しを行い、一部施設を安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設へ変更（補助抽出器中性子検出器の計数率高による工程停止回路および遮断弁、抽出塔供給有機溶媒液流量低による工程停止回路及び遮断弁等）、【保守管理改善の取り組み内容の明確化】
第十六条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	変更なし	—	—	—
第十七条	使用済燃料の貯蔵施設等	変更なし	—	—	—
第十八条	計測制御系統施設	変更なし	—	●	・要求事項に変更はないが、【標準線源又は使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の使用済燃料貯蔵プールに貯蔵した使用済燃料集合体を線源として用いた燃焼度計測装置等の校正に係る記載の追加】
第十九条	安全保護回路	変更なし	—	●	・要求事項に変更はないが、【計測制御設備の一部を安全保護回路に追加（液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮加熱蒸気温度高による加熱停止回路、溶解施設の溶解槽の可溶性中性子吸収材緊急供給回路及びせん断処理施設のせん断機のせん断停止回路等）】
第二十条	制御室等	要求事項の追加、明確化（再処理施設外部の状況把握装置の設置、有毒ガスに対する設備の設置）	●	—	・要求事項に対する設計対応（再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設備の設計、有毒ガスの発生検出、警報する設備の設計等）
第二十一条	廃棄施設	変更なし	—	—	—
第二十二条	保管廃棄施設	変更なし	—	●	・要求事項に変更はないが、【固体のうち廃活性炭の処理および固体の管理方法等に係る記載、高レベル廃液ガラス固化設備の設計変更に係る記載の追加（高レベル廃液ガラス固化建屋の北側には、模擬廃液受入槽を収納する模擬廃液貯蔵庫を設置する設計等）】
第二十三条	放射線管理施設	変更なし	—	—	—
第二十四条	監視設備	要求事項の追加、明確化（モニタリングポストの電源信頼性の確保および伝送多様化）	●	—	・要求事項に対する設計対応（モニタリングポスト及びダストモニタの電源復旧までの期間の電源を確保として非常用所内電源系統に接続する設計等）
第二十五条	保安電源設備	要求事項の追加、明確化（保安電源設備に対する措置、非常用電源設備から給電される安重施設の機能確保を行うための容量）	●	—	・要求事項に対する設計対応（機器の損壊、故障その他異常を検知、拡大防止できる設計、多重性および独立性を確保し十分な容量を有する非常用電源設備およびその他付属設備の設計等）
第二十六条	緊急時対策所	要求事項の追加、明確化（有毒ガスに関する記載の追加）	●	●	・要求事項に対する設計対応（有毒ガスの発生を検出するための装置、有毒ガス検知時に緊急時対策所において警報するための装置の設計等） ・要求事項の変更の他に、緊急時対策所の新設、第2ユーティリティ建屋の給電先に緊急時対策所を追加およびSA設備である環境測定設備（可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計、可搬型窒素酸化物濃度計）について、DB設備としても使用可能とする設計
第二十七条	通信連絡設備	要求事項の追加、明確化（多様性を確保した通信連絡設備の設置等）	●	—	・要求事項に対する設計対応（有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設ける設計等）
第三章 重大事故対処施設					
第二十八条	重大事故等の拡大の防止等			—	—
第二十九条	火災等による損傷の防止			—	—
第三十条	重大事故等対処施設の地盤			—	—
第三十一条	地震による損傷の防止			—	—
第三十二条	津波による損傷の防止			—	—
第三十三条	重大事故等対処設備			—	—
第三十四条	臨界事故の拡大を防止するための設備			—	—
第三十五条	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備			—	—
第三十六条	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備			—	—
第三十七条	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	要求事項の追加（重大事故の選定、重大事故に対する対処設備の設置等）	●	—	・要求事項に対する設計対応（重大事故等対処設備を収納する建屋の設計、重大事故等対処設備に対する設計、内的S Aに期待する設備に対する設計）
第三十八条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備			—	—
第三十九条	放射性物質の漏えいに対処するための設備			—	—
第四十条	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備			—	—
第四十一条	重大事故等への対処に必要な水の供給設備			—	—
第四十二条	電源設備			—	—
第四十三条	計装設備			—	—
第四十四条	制御室			—	—
第四十五条	監視測定設備			—	—
第四十六条	緊急時対策所			—	—
第四十七条	通信連絡を行うために必要な設備			—	—

※1：複数条文に関連する設計変更は添付-1(2/2)に整理  
なお、本表に示す記載の適正化については、今回の新規基準の申請に含めて記載適正化の反映を行うものとする。

【事業指定基準規則の変更によらず実施する設計変更（複数条文に関連）】

No.	設計変更事項	事業変更許可および整理資料における設計要件の追加等	新設/改造	事業指定基準規則 関連条文 (技術基準規則 関連条文)	設工認展開方針
1	固化セル圧力放出系の高性能粒子フィルタの1段から2段への変更	設計基準事故時の公衆への線量を低減するために、固化セル圧力放出系の高性能粒子フィルタを1段から2段に変更する。	—	第4条、第15条、第16条 (第10条)	変更する高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備 固化セル圧力放出系前置フィルタユニットの仕様等について、仕様表、添付書類（設定根拠説明書）にて示す。
2	MOX燃料加工施設との共用及び取り合いに係る変更	MOX燃料加工施設へのMOX粉末（混合酸化物貯蔵容器）の払い出しおよびそれに伴う共用を行う。	—	第2～5条、第7条、第11条、第15条、第16条 (第16条等)	変更する製品貯蔵施設 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の共用等について、仕様表、基本設計方針、添付書類（説明書）にて示す。
3	安全冷却水系冷却塔の設置位置の変更	新たに設置する安全冷却水系冷却塔は、前処理建屋北側に設置するよう位置を変更する。	新設	第5～7条、第9条、第11条、第12条、第15条、第25条 (第6条、第8条、第10条、第17条、第29条等)	変更する安全冷却水系 安全冷却水A冷却塔の仕様等について、仕様表、添付書類（説明書、図面）にて示す。
4	使用済燃料の冷却期間の変更（15年冷却）	使用済燃料の冷却期間について、再処理施設に受け入れるまでの冷却期間を1年から概ね12年、せん断処理するまでの冷却期間を、4年から15年に変更する。	—	第2条、第3条、第5条、第16条、第17条、第21条、第22条 (第16条)	既認可の各設計（評価含む）は保守的な条件で設計していることから、認可済みの設計に変更ないことを、基本設計方針及び添付書類（説明書）にて示す。
5	漏えい液受皿の集液溝を監視する装置の設計	セル漏えいを早期に検知し臨界事故そのものの発生を防ぐ手段の一つとして、漏えい検知のため、セル漏えい監視用のカメラ設備を新規設置する。	新設	第4条、第28条 (第10条、第20条)	計測制御設備（漏えい監視装置）の設計方針を基本設計方針及び添付書類（説明書）に示す。
6	圧縮空気設備の安全圧縮空気系に接続口を設計※	安全上重要な施設である圧縮空気設備の安全圧縮空気系に可搬型空気圧縮機を接続する接続口を設計。	改造	—	変更する圧縮空気設備 安全圧縮空気系の主配管の強度評価について、添付書類（説明書）にて示す。
7	第2低レベル廃棄物貯蔵系の最大保管廃棄能力変更	低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系の最大保管廃棄能力を約50,000本から約55,200本（200ℓドラム缶換算の本数、以降同様）に変更する。また、低レベル濃縮廃液の乾燥処理物の発生量の見直し等を踏まえた現実的な廃棄物の発生量を考慮し、推定年間発生量を変更する。	—	第3条、第7条、第22条 (第25条、第27条等)	変更する低レベル固体廃棄物貯蔵設備 第2低レベル廃棄物貯蔵系の第1貯蔵系の保管容量について、仕様表及び添付書類（説明書）に示す。
8	試薬貯槽の設置位置の変更※	試薬建屋1Fに設置しているTBP受入れ貯槽、n-ドデカン受入れ貯槽及び試薬建屋近傍にある屋外の硝酸ヒドラジン受入れ貯槽について、外部火災の熱影響を受けない設計とするため、試薬建屋東側の地下に移設する。	改造	第9条、第15条 (第8条、第16条)	試薬貯槽の設置位置について、添付書類（図面）にて示す。
9	【核燃料物質の一時保管等の取扱いに係る変更】	貯蔵容器取扱室へのウラン酸化物の一時保管の追加、ウラン酸化物貯蔵容器の移動等に関する記載を明確化する。	—	第15条、第17条 (第16条、第19条)	記載の適正化として、ウラン酸化物貯蔵容器等の取扱い（移送、一時保管）について、基本設計方針及び添付書類（説明書）に示す。
10	【廃棄物管理施設の変更内容のガラス固化体貯蔵設備への反映】※	ガラス固化体の収納管内面、収納管底部外面の目視等に関する廃棄物管理施設の変更内容について、再処理施設で同様の施設であるガラス固化体貯蔵設備の項目に反映する。	—	第15条、第22条 (第16条、第25条)	記載の適正化として、ガラス固化体の収納管内面、収納管底部外面の目視等について、基本設計方針及び添付書類（説明書）に示す。
11	【高レベル廃液濃縮缶内の温度計保護管内部の加圧に係る記載追加】※	高レベル廃液濃縮缶内の温度計保護管は、濃縮缶側から保護管内先端部にかかる圧力以上に保護管の内部を、一般圧縮空気系により加圧できる設計とすること明確化する。	—	第4条、第21条 (第10条、第28条)	記載の適正化として、高レベル廃液濃縮缶内の温度計保護管内部の加圧できる設計について、基本設計方針及び添付書類（説明書）に示す。
12	有毒ガスに係る対応の追加	有毒ガスに係る対応（有毒ガス発生を検知手段として通信連絡設備を使用、運転員への影響を防止する観点から外気との連絡口を遮断又は中央制御室の空気再循環機能を維持等）について、反映する。	—	第9条、第12条、第20条、第26条、第27条、第28条、第33条、第44条、第46条、第47条 (第8条、第13条、第23条、第30条、第31条)	有毒ガスに係る対応について、基本設計方針及び添付書類（説明書）に示す。
13	第2低レベル廃棄物貯蔵系の一部の共用に係る変更	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の第2低レベル廃棄物貯蔵系の第1貯蔵系を廃棄物管理施設と共用し、廃棄物管理施設で発生する固体廃棄物を第1貯蔵系に貯蔵できるようにすることで、廃棄物管理施設で発生する固体廃棄物の最大保管廃棄能力の増加を図る。	—	第3条、第5条、第15条、第22条、第23条、第25条 (第25条等)	再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の第2低レベル廃棄物貯蔵系の第1貯蔵系の共用に係る事項について、基本設計方針、仕様表及び添付書類（説明書）に示す。
14	【プルトニウムを含む溶液の誤移送防止として一部の配管を物理的に閉止する設計】	誤移送による臨界を防止する観点から、現状使用していない移送ライン（主流路以外）を物理的に閉止する。	改造	—	記載の適正化として、精製施設 精製建屋一時貯留処理設備の設計方針を基本設計方針に示す。
15	敷地及び周辺監視区域並びに安全解析に使用する気象条件等の変更	敷地の面積について、約380万m <sup>2</sup> から約390万m <sup>2</sup> に変更する。 平常時及び設計基準事故時の線量評価に用いる気象条件は、至近の観測結果（平成25年4月から平成26年3月の1年間）に基づくものを用いる。 線量限度等を定める告示が「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号）」へ変更となったことに伴い、遵守する法令を変更する。	—	第3条、第16条、第21条 (第27条)	・敷地面積変更に関して、敷地境界を図示している添付書類（説明書）へ示す。 ・気象条件について、条件に変更があったものの、設備の変更や評価結果を変更するものでないことから、展開不要とする。 ・線量限度等を定める告示の変更に関して、基本設計方針、準拠規格及び添付書類（説明書）に示す。

※安全審査整理資料及び安全審査時に新規基準規則以外の変更内容として整理した資料より抽出した設計変更事項

【】内は記載の適正化に係る内容を示す。なお、本表に示す記載の適正化については、今回の新規基準の申請に含めて記載適正化の反映を行うものとする。

事業許可基準規則における要求事項の追加、明確化された事項の整理		事業許可基準規則の変更事項 ※変更あり●、変更なし-	事業変更許可の変更事項 ※変更あり●、変更なし-	事業変更許可における設計要件の追加等
<b>第二章 安全機能を有する施設</b>				
第二条	核燃料物質の臨界防止	変更なし	-	-
第三条	遮蔽等	要求事項の追加、明確化（設計基準事故時における必要な操作に対する考慮）	●	-
第四条	閉じ込めの機能	変更なし	-	●
第五条	火災等による損傷の防止	要求事項の追加、明確化（火災、爆発に対して安全機能を損なわない設計、消火設備の誤動作等に対する考慮等）	●	●
第六条	安全機能を有する施設の地盤	要求事項の追加、明確化（施設を十分に支持することができる地盤に設けること、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けること等）	●	●
第七条	地震による損傷の防止	要求事項の追加、明確化（弾性設計用地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定すること等）	●	●
第八条	津波による損傷の防止	要求事項の追加、明確化（供用中に施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないこと）	●	●
第九条	外部からの衝撃による損傷の防止	要求事項の追加、明確化（設計上の考慮を要する自然現象、人為事象に対する考慮）	●	●
第十条	加工施設への人の不法な侵入等の防止	要求事項の追加、明確化（人の不法な侵入、不正アクセス行為等に対する考慮）	●	●
第十一条	溢水による損傷の防止	要求事項の追加、明確化（溢水に対して安全機能を損なわない設計）	●	●
第十二条	誤操作の防止	要求事項の追加、明確化（誤操作を防止するための措置等）	●	●
第十三条	安全避難通路等	要求事項の追加、明確化（事故時の照明）	●	●
第十四条	安全機能を有する施設	要求事項の追加、明確化（環境条件に対する機能維持、試験・検査、内部発生飛散物に対する考慮等）	●	●
第十五条	設計基準事故の拡大の防止	要求事項の追加、明確化（設計基準事故の選定、公衆に著しい放射線被ばくのリスクを与えないことの確認）	●	●
第十六条	核燃料物質の貯蔵施設	変更なし	-	-
第十七条	廃棄施設	変更なし	-	●
第十八条	放射線管理施設	変更なし	-	-
第十九条	監視設備	要求事項の追加、明確化（モニタリングポスト及びダストモニタの非常用所内電源系統への接続）	●	●
第二十条	非常用電源設備	変更なし	-	-
第二十一条	通信連絡設備	要求事項の追加、明確化（施設の内外の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡に対する考慮）	●	●
<b>第三章 重大事故等対処施設</b>				
第二十二條	重大事故等の拡大の防止等		●	
第二十三條	火災等による損傷の防止		●	
第二十四條	重大事故等対処施設の地盤		●	
第二十五條	地震による損傷の防止		●	
第二十六條	津波による損傷の防止		●	
第二十七條	重大事故等対処設備		●	
第二十八條	臨界事故の拡大を防止するための設備	要求事項の追加（重大事故の選定、重大事故に対する対処設備の設置等）	●	●
第二十九條	閉じ込め機能の喪失に対処するための設備		●	
第三十條	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備		●	
第三十一條	重大事故等への対処に必要な水の供給設備		●	
第三十二條	電源設備		●	
第三十三條	監視測定設備		●	
第三十四條	緊急時対策所		●	
第三十五條	通信連絡を行うために必要な設備		●	

事業許可基準規則における要求事項の追加、明確化された事項の整理		事業許可基準規則の変更事項 ※変更あり●、変更なし―	事業許可基準規則の変更によらず 実施する設計変更※1 ※変更あり●、変更なし―	事業変更許可および整理資料における設計要件の追加等 <【】内は記載の適正化に係る内容を示す>	
第二条	遮蔽等	変更なし	—	●	・事業許可基準規則の要求事項（以下、「要求事項」という）に変更はないが、【ICRP1990年勧告の法令取り入れに伴い、線量評価の計算式変更、実効線量当量から実効線量へ変更】
第三条	閉じ込めの機能	変更なし	—	—	—
第四条	火災等による損傷の防止	要求事項の追加、明確化（一般火災に対する火災防護審査基準への適合）	●	—	・要求事項に対する設計対応（火災区域の設定等）
第五条	廃棄物管理施設の地盤	要求事項追加、明確化（施設を十分に支持することができる地盤に設けること、変形した場合においてもその安全機能が損なわれる恐れがない地盤に設けること等）	●	—	・要求事項に対する設計対応（設計基準対象施設について、要求される地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する岩盤に設置すること等）
第六条	地震による損傷の防止	要求事項の追加、明確化（基準地震動による地震力は、基準地震動を用いて、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定すること）	●	●	・要求事項に対する設計対応（耐震重要度に応じた耐震設計、弾性設計用地震動による地震力は水平2方向地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用することを考慮等） ・要求事項の変更の他に、波及的影響を考慮すべき施設（北換気筒）および設備に求められる安全機能の重要度に応じた耐震重要度分類の適正化による見直しを行う施設（ガラス固化体放射線測定装置）について、基準地震動Ssを適用した設計
第七条	津波による損傷の防止	要求事項の追加、明確化（供用中に施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないこと）	●	—	・要求事項に対する設計対応（設計上考慮する津波から防護する施設は、耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設とし、これらが設置される敷地に津波が到達する可能性がないことを確認）
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	要求事項の追加、明確化（想定される自然現象に対する防護措置等、想定される人為事象に対する防護措置、航空機の墜落に対する防護措置等）	●	—	・要求事項に対する設計対応（自然現象において想定される荷重等に対する設計、人為事象として航空機墜落火災等への設計等）
第九条	廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	要求事項の追加、明確化（人の不法な侵入、不正アクセス行為等を防止するための措置）	●	—	・要求事項に対する設計対応（区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵等による防護、巡視、監視、出入口での身分確認、情報システムへの外部からの物理的な接近を防止するための接近管理等ができる設計）
第十条	核燃料物質の臨界防止	変更なし	—	—	—
第十一条	安全機能を有する施設	要求事項の追加、明確化（試験・検査、保守・修理、他の原子力施設との共用）	●	—	・要求事項に対する設計対応（安全機能の重要度に応じて検査又は試験並びに安全機能を維持するための保守及び修理ができる設計等）
第十二条	設計最大評価事故時の放射線障害の防止	変更なし	—	—	—
第十三条	処理施設	変更なし	—	—	—
第十四条	管理施設	変更なし	—	—	—
第十五条	計測制御系統施設	変更なし	—	—	—
第十六条	放射線管理施設	変更なし	—	—	—
第十七条	廃棄施設	変更なし	—	—	—
第十八条	予備電源	要求事項の追加、明確化（監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源の設置）	●	—	・要求事項に対する設計対応（十分な容量及び信頼性のある予備電源用ディーゼル発電機、直流電源設備及び無停電電源装置を設ける設計）
第十九条	通信連絡設備等	要求事項の追加、明確化（多様性を確保した通信連絡設備の設置、安全避難通路の設置）	●	—	・要求事項に対する設計対応（有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設ける設計、安全避難通路を設ける設計等）

※1：複数条文に関連する設計変更は添付-3(2/2)に整理

なお、本表に示す記載の適正化については、今回の新規制基準の申請に含めて記載適正化の反映を行うものとする。



【事業指定基準規則の変更によらず実施する設計変更（複数条文に関連）】

No.	設計変更事項	事業変更許可および整理資料における設計要件の追加等	関連条文	設工認展開方針
1	敷地及び周辺監視区域並びに安全解析に使用する気象条件等の変更	<p>敷地の面積について、約380万m<sup>2</sup>から約390万m<sup>2</sup>に変更する。</p> <p>平常時及び設計基準事故時の線量評価に用いる気象条件は、至近の観測結果（平成25年4月から平成26年3月の1年間）に基づくものを用いる。</p> <p>線量限度等を定める告示が「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号）」へ変更となったことに伴い、遵守する法令を変更する。</p>	第2条、第12条、第17条（第20条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地面積変更に関して、敷地境界を図示している添付書類（説明書）へ示す。</li> <li>・気象条件について、条件に変更があったものの、設備の変更や評価結果を変更するものではないことから、展開不要とする。</li> <li>・線量限度等を定める告示の変更に関して、基本設計方針、準拠規格及び添付書類（説明書）に示す。</li> </ul>
2	再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵系の一部の共用に係る変更	再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の第2低レベル廃棄物貯蔵系の第1貯蔵系を廃棄物管理施設と共用し、廃棄物管理施設で発生する固体廃棄物を第1貯蔵系に貯蔵できるようにすることで、廃棄物管理施設で発生する固体廃棄物の最大保管廃棄能力の増加を図る。	第11条、第17条（第18条等）	再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の第2低レベル廃棄物貯蔵系の第1貯蔵系の共用に係る事項について、基本設計方針、仕様表及び添付書類（説明書）に示す。